別添五十一3・7・2・1・の次に次のように加える。

3.7.2.1.1.　基準軸に垂直であり、かつ、レンズに接する平面への当該灯火等の見かけの表面の投影の面積が当該投影に外接する最小四辺形の面積の60％以上であること。

3.7.2.1.2.　基準軸に直角の方向に測定した２つの隣接する投影像の端部間の最短距離が75㎜を超えていないこと。

別添五十一3・7・2・2・を次のように改める。

3.7.2.2.　2.14.1.2.に規定する灯火等にあっては、次に掲げる要件のいずれかに適合するように取り付けられなければならない。

別添五十一3・7・2・2・の次に次のように加える。

3.7.2.2.1.　基準軸の方向における当該灯火等の見かけの表面の投影の面積が当該投影に外接する最小四辺形の面積の60％以上であること。

3.7.2.2.2.　基準軸に直角の方向に測定した２つの隣接する投影像の端部間の最短距離が75㎜を超えていないこと。

3.7.2.3.　2.14.1.3.に規定する灯火等にあっては、次に掲げる要件のいずれかに適合するように取り付けられなければならない。ただし、帯状の形状又は細長い形状を有する灯火等にあっては、相互依存型灯火装置の一部とみなすものとする。

3.7.2.3.1.　基準軸に垂直であり、かつ、レンズに接する平面への当該灯火等の見かけの表面の投影の面積が当該投影に外接する最小四辺形の面積の60％以上であること。

3.7.2.3.2.　基準軸に直角の方向に測定した２つの隣接する投影像の端部間の最短距離が75㎜を超えていないこと。

3.7.2.4.　２個の灯火等又は偶数の灯火等にあっては、車両中心面に関して対称な位置に取り付けられているものが、発光面の長さが0.8m以上であって発光面の最外縁が自動車の両側において自動車の最外側から0.4m以内となるように取り付けられなければならない。この場合において、発光面の灯光は、当該発光面の両端のできるだけ近傍にある２以上の光源により生じるものでなければならないものとし、複数の発光面が横断面上に投影されたときに次に掲げる要件のいずれかを満たす場合にあっては、当該複数の発光面を並置することにより構成されるものであってもよい。

3.7.2.4.1.　基準軸に垂直であり、かつ、レンズに接する平面への当該灯火等の見かけの表面の投影の面積が当該投影に外接する最小四辺形の面積の60％以上であること。

3.7.2.4.2.　基準軸に直角の方向に測定した２つの隣接する投影像の端部間の最短距離が75㎜を超えていないこと。

別添五十一3・18・4・2・1・中「Ｙマークの付された相互依存型灯火等」を「「Ｙ」マーク付相互依存型灯火等」に改め、同別添3・18・4・2・2・中「Ｙマークの付された方向指示器」を「「Ｙ」マーク付方向指示器」に改め、同別添3・28・5・中「相互依存型灯火等」を「「Ｙ」マーク付相互依存型灯火等」に改め、同別添4・1・2・中「本則第42条第２項第一号から第三号までの規定」を「本則第42条第２項第二号の規定」に、「同規則改訂版補足第４改訂版」を「同規則改訂版補足第５改訂版」に、「、本則第42条第２項ただし書の規定」を「、本則第42条第２項第一号ただし書の規定」に改め、同別添4・2・2・中「本則第42条第６項第一号から第三号までの規定」を「本則第42条第６項第二号の規定」に、「同規則改訂版補足第４改訂版」を「同規則改訂版補足第５改訂版」に、「本則第42条第６項ただし書の規定」を「本則第42条第６項第１号ただし書の規定」に、「協定規則第98号改訂版補足第４改訂版」を「協定規則第98号改訂版補足第５改訂版」に、「協定規則第112号改訂版補足第４改訂版」を「協定規則第112号改訂版補足第５改訂版」に改め、同別添4・6・2・中「、別添「方向指示器の技術基準」」を「、協定規則第６号」に、「、種別６及び」を「及び種別６並びに別添73「方向指示器の技術基準」で規定する」に改め、同別添4・6・4・2・中「、幅800㎜以下の自動車及び被牽引自動車」を「、幅0.8m以下の自動車、被牽引自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車」に改め、同別添4・6・8・1・中「、別添73「方向指示器の技術基準」4.2.2.」を「、協定規則第６号改訂版補足第26改訂版6.2.2.」に改め、同別添4・9・3・1・中「及び小型特殊自動車」を「、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車」に、「、幅800㎜」を「、幅0.8m」に改め、同別添4・9・6・中「同規則第11改訂版補足第11改訂版」を「同規則第11改訂版補足第12改訂版」に、「同規則補足第15改訂版」を「同規則補足第16改訂版」に改め、同別添4・10・2・を次のように改める。

4.10.2.　取り付ける灯火等の性能

番号灯は、協定規則第４号の技術的な要件（同規則改訂版補足第17改訂版の規則5.、6.、7.、8.及び9.に限る。）に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、本則第49条第１項第一号ただし書及び同項第二号ただし書の規定に適合すればよいものとする。

別添五十一4・12・3・中「及び小型特殊自動車」を「、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車」に、「、幅800㎜」を「、幅0.8m」に改め、同別添4・19・2・に次のただし書を加える。

ただし、協定規則第70号で規定するクラス５のものは除くものとする。

別添五十一4・22・2・に次のただし書を加える。

ただし、協定規則第104号で規定するクラスＦのものは除くものとする。

別添五十一4・24・8・3・1・及び4・24・8・3・2・中「同規則第11改訂版補足第11改訂版」を「同規則第11改訂版補足第12改訂版」に、「同規則補足第15改訂版」を「同規則補足第16改訂版」に改め、同別添4・24・10・2・中「同規則第11改訂版補足第11改訂版」を「同規則第11改訂版補足第12改訂版」に改める。

別添五十三2・5・の次に次のように加える。

2.6.　「曲線道路用照明装置」とは、自動車が進行する道路の曲線部をより強く照射するために備える照明装置をいう。

2.7.　「曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯」とは、曲線道路用照明装置を備え、自動車が進行する道路の曲線部をより強く照射することができるすれ違い用前照灯をいう。

別添五十三5・1・2・中「本則第42条第２項」の下に「又は第３項」を加え、同別添5・1・4・中「規定」の下に「（協定規則第113号の等級Ａの前照灯に係るものを除く。）」を加え、同別添5・1・5・4・3・の次に次のように加える。

5.1.5.5.　自動車には、曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯を備え付けることができる。ただし、当該すれ違い用前照灯に備えられる曲線道路用照明装置が照射する範囲は、当該装置の基準中心を含む水平面より上方に広がらないものとする。

5.1.5.6.　5.1.5.5.の要件を確認するときは、曲線道路用照明装置が作動する全ての条件において、協定規則第113号で規定する全ての傾き角において確認するものとする。

別添五十三5・1・6・中「又は淡黄色」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同別添5・2・2・中「、別添「前部霧灯の技術基準」」を「、本則第43条第１項」に改め、同別添5・4・4・を同別添5・4・5・とし、同別添5・4・3・中「、5.4.2.」を「、5.4.3.」に改め、同別添5・4・3・を同別添5・4・4・とし、同別添5・4・3・1・を同別添5・4・4・1・とし、同別添5・4・3・2・を同別添5・4・4・2・とし、同別添5・4・3・3・を同別添5・4・4・3・とし、同別添5・4・3・4・を同別添5・4・4・4・とし、同別添5・4・3・5・を同別添5・4・4・5・とし、同別添5・4・2・中「、別添「車幅灯の技術基準」」を「、本則第45条第１項」に改め、同別添5・4・2・を同別添5・4・3・とし、同別添5・4・1・を同別添5・4・2・とし、同別添5・4・の次に次のように加える。

5.4.1.　二輪自動車の前面には、車幅灯を備えることができる。この場合において、車幅灯の数は、灯光の色が白色の場合にあっては１個又は２個、橙色の場合にあっては２個とする。